

災害対応公的機関等への非常用予備発電設備の導入推奨策について

平成26年5月14日
 商務流通保安グループ
 電力安全課

1. 経緯

- 自治体の防災対応拠点（本庁舎等）が被災して停電すると、電気設備の復旧時間が長引く可能性が高まる。また、東日本大震災により、輸送手段、ルート情報、燃料の確保や瓦礫の除去等、電気設備の復旧のためには自治体との連携が必須であることが明らかになった。
- 一方、業務を継続するために十分な電源・燃料を確保できていなかった自治体があったとの報道や、非常用予備発電設備を設置していたが、始動できなかったケース（震災時に始動できなかった防災用自家発電設備が7%あったという調査（下記参照）がある。）が存在した。

東日本大震災における防災用自家発電設備の不始動・停止の台数（台）

| 不始動 | 停止 | | | | 合計 |
|-----|------|--------|---------|----|------|
| | 異常停止 | 燃料切れ停止 | 津波による停止 | 不明 | |
| 17 | 60 | 125 | 24 | 7 | 233 |
| 7% | 26% | 54% | 10% | 3% | 100% |

※東日本大震災で震度6強の地域に設置されていた4,811台の防災用自家発電設備を対象に調査を実施し、「異常があった」と回答があった「233台」について分析。

出典：「東日本大震災における自家用発電設備調査報告書」社団法人日本内燃力発電設備協会

- 第1回資料において大規模地震の発生の際の復旧迅速化として「災害対応公的機関等への非常用自家発電設備の導入推奨策」を挙げている。

2. 現行制度

- 建築基準法や消防法により、避難経路の照明やスプリンクラー用の非常用電源を設置することが義務づけられている（ただし、これらは、避難や火災防止のための最低限のもの）。
- 電気事業法において、「非常用予備発電装置」は需要設備の附帯設備に位置づけられ、電気主任技術者の選任（2,000kW未満であれば保安管理業務の外部委託可能）と保安規程の届出が義務づけられている（どの程度非常用予備発電装置を確保するかは設置者次第）。

3. 検討の際の考え方

○被災時の復旧の拠点となる自治体の防災対応拠点(本庁舎等)の停電を防止する観点から、非常用予備発電設備の導入、点検の状況について調査を行った結果を踏まえ、対策を検討する。

4. 論点

- ① 電力の復旧に1週間以上かかる可能性があることについて、自治体に周知すべきではないか。
- ② また、①とあわせ、自治体の非常用予備発電設備の導入の現状を調査し、国は自治体の非常用予備発電設備の設置を推進するとともに、自治体の非常用予備発電設備の稼働に必要とされる燃料の備蓄や優先燃料供給の協定締結を推進すべきではないか。
- ④ 災害時に始動できるよう平素の点検のあり方について検討し、自治体にその実施を徹底すべきではないか。

5. 調査票

別添のとおり

6. スケジュール

・速やかにアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、対策を含め、最終報告に反映させる。

| | |
|----------|--|
| 都道府県名: | |
| 市区町村名: | |
| 所属(課・室): | |
| 所属(係・班): | |
| 担当者名: | |
| 電話番号: | |
| FAX番号: | |
| E-MAIL: | |

設問1: 貴庁舎では、非常時に業務を継続するための非常用予備発電装置を設置していますか。

- ①設置している。 ②設置していない。

回答欄

(①の場合は、設問2へ。②の場合は設問8へ)

設問2: 使用可能時間を記入してください。

- ①10時間以内
 ②10時間超～24時間以下
 ③24時間超～48時間以下
 ④48時間超～72時間以下
 ⑤72時間超～168時間以下
 ⑥168時間超

回答欄

設問3: 設置している非常用予備発電装置は非常時に必要と思われる電力需要を供給できますか。

- ①最低限の業務を継続するための電気を発電できる。
 ②現行の設備では、最低限の業務を継続するための電気を発電する能力がない。
 ③非常時に必要と思われる電力需要について見積もっていない。

回答欄

設問4: 今後、非常用発電装置の増強や燃料の備蓄量を増やす予定はありますか？

- ①発電設備能力を増強する予定。
 ②燃料貯蔵量を増やす予定。
 ③検討中
 ④増やす予定はない。

回答欄 (複数選択可)

設問5: 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等と同様な大規模災害が生じた場合、電気の復旧に1週間以上かかることがあります。何か対策をとっていますか。

- ①近隣のガソリンスタンド等と非常時に優先的に燃料の供給を受ける契約等をしている。
 ②特に対策をとっていない。
 ③その他

回答欄 (複数選択可)

設問6: 電気事業法に基づく保安規程において、設備の健全性を詳細に調べる点検を規定していますか。

- ①設備の健全性を詳細に調べる点検(始動試験、腐食、断線、部品のゆるみ、破損の点検等)を規定している。
 ②始動試験のみ(無負荷運転)を規定している。
 ③性能確認のための負荷運転を規定している。
 ④潤滑油、冷却水の定期的な交換、フィルター類の定期的な交換を規定している。
 ⑤外観点検のみを規定している。
 ⑥規定していない。

回答欄 (複数選択可)

設問7: 点検は、誰が行っていますか？

- ①非常用予備発電設備のメーカー担当者が実施。
 ②民間資格の有資格者(自家用発電設備専門技術者等)が実施。
 ③法令に基づく有資格者(電気主任技術者等)が実施。
 ④その他

回答欄

設問8: 直近で設備の健全性の詳細点検(始動試験、部品の交換、部品のゆるみの点検等)を行った時期を教えてください。

- ①1ヶ月以内に実施
 ②1ヶ月超～6ヶ月以内に実施
 ③6ヶ月超～1年以内に実施
 ④1年以上実施していない。
 ⑤実施したことがない。

回答欄

設問9: 直近の詳細点検の結果を教えてください。

- ①無事運転ができた。
 ②運転ができなかった。
 ③その他

回答欄

設問10: これまでの質疑で補足できることがありましたらご回答ください。

自由記載